

徳島県電子納品実証実験運用ガイドライン(案) vol.030601

平成15年6月

徳島県県土整備部建設管理課

目 次

1	徳島県電子納品実証実験運用ガイドライン(案)について	
1 - 1	徳島県電子納品実証実験運用ガイドライン(案)の取り扱い	1
1 - 2	電子納品実証実験の目的	1
2	電子納品の定義と実施計画	
2 - 1	電子納品の定義	1
2 - 2	電子納品の実施計画	2
3	実施方法	
3 - 1	受注者との事前協議	2
3 - 2	特記仕様書の記載	3
3 - 3	書類検査について	4
3 - 4	電子納品に係る積算上の取り扱いについて	5
3 - 5	電子納品の保管について	6

< 別 紙 >

徳島県電子納品実証実験アンケート用紙

土木積算ネットワーククライアントウイルスチェック方法

電子媒体納品書

1 徳島県電子納品実証実験運用ガイドライン(案)について

1 - 1 徳島県電子納品実証実験運用ガイドライン(案)の取り扱い

徳島県電子納品実証実験運用ガイドライン(案)（以下、本案）は、平成15年度から行う電子納品実証実験に係る電子納品に対応するために、徳島県の職員に向けて、当面の措置として作成したものである。

本案は、業務における電子納品実施のための特別仕様書や受注者との事前協議の内容、検査方法等電子納品を実施するために必要な措置を記述したものである。

なお、本案は電子納品実証実験実施過程において、必要に応じて逐次、見直していくものとする。

1 - 2 電子納品実証実験の目的

電子納品実証実験は、CALS/E Cの施策の一つである電子納品の本格導入に向けた準備として、公共事業の一部をモデルとして取り上げ、既に国土交通省において示された各電子納品要領(案)等に基づき、実験的に実施することで、徳島県の電子納品の運用上の課題を抽出し、その解決方法を見つけること、また、職員や受注者への啓蒙・普及を図ることを目的とする。

2 電子納品の定義と実施計画

2 - 1 電子納品の定義

電子納品とは、調査、設計等の各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

電子データとは、各電子納品要領(案)等を示された方法に基づいて作成されたものを指す。

各電子納品要領(案)等とは、国土交通省が作成した以下の要領・基準(案)等をいう。

(要領・基準・ガイドライン名称)	(年月)
土木設計業務等の電子納品要領(案)	H13.8
工事完成図書電子納品要領(案)	H13.8
CAD製図基準(案)	H14.7
地質調査資料整理要領(案)	H14.7
デジタル写真管理情報基準(案)	H14.7
測量成果電子納品要領(案)	H14.7
電子納品運用ガイドライン(案)	H13.3
現場における電子納品に関する事前協議 ガイドライン(案)[土木設計業務編]	H14.2
現場における電子納品に関する事前協議 ガイドライン(案)[土木工事編]	H14.2
現場における電子納品に関する事前協議 ガイドライン(案)[地質・土質調査編]	H15.1
現場における電子納品に関する事前協議	

上記の各種電子納品要領(案)・基準(案)等は、国土交通省国土技術政策総合研究所ホームページ(<http://www.nilim-ed.jp/>)から入手可能である。

2 - 2 電子納品の実施計画

電子納品の実施計画は以下のとおりである。

2003(H15)	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)	2007(H19)
実証実験 -----	実証実験 -----	一部運用開始 -----	順次拡大 -----	全面実施 -----
	電子納品管理 システム開発 -----	一部運用開始 -----	順次拡大 -----	全面実施 -----
CAD等整備 機器の決定 -----	CAD等 機器整備 -----	CAD等 機器整備 -----		

2003年度は、一部の設計・測量・地質調査等の委託業務において、実証実験を行う。

2004年度は、一部の工事において、実証実験を行う。

2005年度は、一部の委託業務・工事において、運用を開始する。

2006年度は、委託業務・工事において、対象を拡大し、2007年度からは、全面実施をする。

なお、2004年度の実証実験内容、2005年度以降の運用に該当する委託業務・工事については、これから行う実証実験の結果等により、決定する。

3 実施方法

3 - 1 受注者との事前協議

1) 電子納品実施にあたっての受注者との事前協議

電子納品実施にあたっての受注者との事前協議については、

現場における電子納品に関する事前協議ガイドライン(案)[土木設計業務編]

現場における電子納品に関する事前協議ガイドライン(案)[地質・土質調査編]

現場における電子納品に関する事前協議ガイドライン(案)[測量設計編]

により行うものとする。

また、成果品の電子化の対象書類の決定にあたっては、事前協議時に、受注者の電子納品に必要なソフトウェア・機器の整備状況や能力等を十分把握し、電子化する書類の範囲を決定する。

2) ウイルス対策の確認

電子納品成果物を納品する前に、必ずウイルスチェックを行うことを、受注者に義務づける。

3) アンケート調査の協力

受注者に実証実験の問題点等を把握するためのアンケート調査への協力依頼をする。

なお、監督員もアンケート調査に協力をする。

(別紙「徳島県電子納品実証実験アンケート用紙」参照)

3 - 2 特記仕様書の記載

電子納品の実施にあたっては、電子納品に関する事項を特記仕様書に記載する必要がある。以下に、特記仕様書の記載例(H15.5.30付け建設第263号)を示す。

(電子納品)

第 条 本業務は、電子納品実証実験対象業務とする。

電子納品とは、調査、設計等の各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

電子データとは、各電子納品要領(案)等に示された方法に基づいて作成されたものを指す。

各電子納品要領(案)等とは、国土交通省が作成した以下の要領・基準(案)等をいう。

(要領・基準・ガイドライン名称)	(年月)
土木設計業務等の電子納品要領(案)	H13.8
工事完成図書等の電子納品要領(案)	H13.8
CAD製図基準(案)	H14.7
地質調査資料整理要領(案)	H14.7
デジタル写真管理情報基準(案)	H14.7
測量成果電子納品要領(案)	H14.7
電子納品運用ガイドライン(案)	H13.3
現場における電子納品に関する事前協議 ガイドライン(案)[土木設計業務編]	H14.2
現場における電子納品に関する事前協議 ガイドライン(案)[土木工事編]	H14.2
現場における電子納品に関する事前協議 ガイドライン(案)[地質・土質調査編]	H15.1
現場における電子納品に関する事前協議 ガイドライン(案)[測量設計編]	H15.3

なお、書面における署名または押印の取り扱いについては、別途監督員と協議するものとする。

2 受注者は、電子納品において発生する問題点等を把握するためのアンケート調査に協力をしなければならない。

(成果品)

第 条 成果品は、紙による報告書等を2部、各電子納品要領(案)等に基づいて作成した電子データを電子媒体で1部提出する。

各電子納品要領(案)等で特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。

3 - 3 書類検査について

検査は、紙ベースで提出された報告書により行い、その後、電子データで提出された電子媒体について以下の手順で行う。

電子データにより提出された電子媒体については、フォルダ構成、ファイル名等が各電子納品要領(案)等に基づき行われているか、電子データが正確に表示できるか、電子データ内容の不都合はないか等を、次の方法により確認する。

外観チェック

納品された電子媒体の外観チェックを行う。

- ・電子媒体の表面に傷などの損傷を受けていないか。
- ・電子媒体のラベルは規定どおり作成されているか。
- ・電子媒体に歪みがないか目視点検する。
- ・電子媒体表面に記載されている業務名等のチェックを行う。
- ・ウイルスチェックがされているか(受注者への聞き取り)。

注) 受注者への聞き取りにより、受注者がウイルスチェックを行っていない場合は、受注者にその旨を伝え、再納品させる。

ウイルスチェック

納品された電子媒体は、受注者においてウイルスチェックがなされているはずであるが、安全のために、発注者側でウイルスチェックを実施する。

ウイルスチェックにて感染が確認された場合は、検査を中止する。

その後、チェックに使用したパソコンが感染していないかをウイルスチェックするとともに、受注者へ電子媒体を返却し、各電子納品要領(案)等に示された方法により電子納品を行うことを指導する。

なお、ウイルスチェックプログラムの実施方法は、別紙「土木積算ネットワーククライアントウイルスチェック方法」による。

読み出しチェック

納品された電子媒体の読み出しができるか確認する。

フォルダ構成が正しいか

受注者から受け取った電子媒体を開いて、まずフォルダ構成が間違えていないかチェックする。

- ファイル、フォルダ名称が正しいか
- ファイル名称、フォルダ名称が各電子納品要領(案)どおりに命名されているかをチェックする。
- 管理ファイル(XML)の各項目が正しいか
- 業務管理ファイルと報告書管理ファイルを開いて、項目毎に記載されている内容に間違いがないかをチェックする。
- ファイルが開けるか
- 電子媒体に格納されているファイルが開けるかをチェックする。
- ページの欠落
- 電子媒体に格納されているファイルを開けて、別途納品された紙媒体の成果物と比較してページの欠落がないかチェックする。
- ページ数が多い場合は、紙でランダムなページを選んで、電子媒体と紙とでページ数が一致しているか確認する。
- 表や図等の表示
- 表や図等が消えていないか、ズレていないか等、電子データの内容として不都合が発生していないかをチェックする。

上記のチェックを行い、各電子納品要領(案)等に準拠していない、ファイルが開けない等、データに不備がある場合は、速やかに受注者にその旨を伝え、再納品させる。

なお、項目 と について、電子納品データのフォルダ構成、ファイル名等の各電子納品要領(案)等への整合性をチェックするために、「電子納品・保管管理システムチェックプログラム」を利用することも可能である。このプログラムは、国土交通省国土技術政策総合研究所ホームページ(<http://www.nilim-ed.jp/>)から入手可能である。

3 - 4 電子納品に係る積算上の取り扱いについて

1) 電子納品に係る積算上の取り扱いについては、次のとおりとする。

測量業務

現行の諸経費率とする。

地質調査業務

現行の積算とする。

設計業務等

現行の積算とする。

2) 成果品は次のものを標準とする。

紙ベースでの成果品 2部

電子データでの成果品(電子媒体) 1部

(別紙「電子納品媒体納品書」も添付のこと)

3 - 5 電子納品の保管について

発注者は、受注者から電子納品された電子成果物と電子納品媒体納品書を、徳島県電子納品保管管理システム（仮称）導入後、速やかにシステム登録を行えるように、各事務所等にて、保管管理する。

